（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
告示案第１条は、不要ではないか。	造船・舶用工業事業を営む事業者には、法令上の手続きを要しない者も存在することから、外国人を受け入れできる事業者を明確化するため本条を規定しています。